

弁護士 高下謹壹先生の法律相談



第5回

「民法改正について」

Q 民法が改正されるということですが、どういったことでしょうか？

A 今の民法は明治29年に制定された法律ですが、100年以上の経済環境の変化に合わせて改正することとされて、8年あまりの歳月をかけて、ようやく改正の最終案ができたものです。今後、2015年2月の法制審議会の答申を経て、その後の通常国会に民法改正案が提出され、成立する予定です。

Q 改正の考え方は、どういったものでしょうか。また、改正の対象は？

A 2004年に文語体から口語体に、カタカナから平仮名に改められましたが、中身に関する大きな改正は100年以上の歴史で今回が初めてです。改正のポイントは、①これまで集積された判例を明文化する、②分かりやすい用語にする、③現在までの経済変化に対応する、④国際的な取引ルールと整合性を図るという、主に4つの観点で議論が進められました。また、今回の改正対象は、主に契約のルールを定めた「債権」の部分で、現行の民法の約半分が対象です。

Q 改正民法は事業者にも関係があるのでしょうか？

A 民法は一般市民の財産行為を規律する基本法ですが、事業者にも適用される商法の一般法として事業者にも基本的に適用されますので、事業者も当然、知っておく必要があります。

Q 改正はこういった内容でしょうか。そのうち、事業者に関連のあるのはどの部分でしょうか？

A 全部で200項目の改正点があります。法律行為の意思表示、代理、契約、債務不履行、法定利率、多数当事者、債権譲渡、保証債務、消滅時効、売買、賃貸借など極めて多数の項目がありますので、今回のスペースで全部を説明することは難しいです。

Q 事業者が特に注意すべき事項は何でしょうか。

A 主な点は以下のとおりです。

①債権の消滅時効について、商事債権の5年を廃止して、民事と商事共通に一律5年（権利行使可能を知ってから）と10年（左記の点を知らなくても権利発生したときから）に変更された点。この点は、商事の場合も10年が適用される場合があることになりますが、実際に適用されるケースは稀でしょう。

②法定金利が5%（商事債権は6%から）3%に引き下げられること（ただし、3年ごとに1%刻みで見直す）。商法の6%も3%に改正されますので、商事債権の遅延損害金額は減ることになります。この場合、個人が将来の損害賠償金（逸失利益）を請求するときは、中間利息控除率が減ることになりますので、賠償金額が増えることになります。

③個人保証の原則禁止。これは、個人が連帯保証人になる場合は、保証契約締結1カ月以内に公証人役場で法定の方法で保証の契約書を作成することが条件とされました。この変更は法人の代表者が事業上の債務の保証人になる場合にも適用されます。

④敷金についての明文化。これは、賃貸借契約を締結して賃料を担保する趣旨で敷金を交付した場合、賃貸借契約終了と同時に債務を控除して返還すべきことを明記したものです。事業上の賃貸借において、賃借人事業者には有益な改正です。

Q 改正民法が実際に施行されるのはいつでしょうか？

A 法律が国会で成立後、半年から1年後となるのが通常です。最終的な修正がされることもありますので、その内容と施行時期をウオッチして改正に備える必要があるでしょう。

＜掲載内容に関するご質問、お問合せについて＞
高下謹壹法律事務所 電話 03-5568-6655(代)
東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館4F
<http://www.takashita-law.jp>